

## 介護老人保健施設 湖東老健 運営規程概要等

### 1.目的及び運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護サービスを提供することにより、利用者が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう支援することを目的とした施設です。

施設運営にあたっては必要な体制整備や従業者に対する研修実施により、利用者の個人情報保護、人権擁護、虐待防止を原則的な方針とします。また明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。

### 2.従業者の職種、員数及び職務の内容

職 種	基準員数			職務内容
	入所・ 短期入所	通所	訪問	
管理者	1 人		—	介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導
医 師	1 人		—	利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応
薬剤師	0.2 人以上	—	—	医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対しての服薬指導
看護師	9人以上		—	医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく看護
介護士	25 人以上	2人以上	—	利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく介護
支援相談員	1人以上	—	—	利用者及び家族からの相談対応、レクリエーション等の計画、指導
理学療法士等	2 人以上	2人以上	1 人以上	医師や看護師と共同してリハビリテーション実施計画書の作成・実行
管理栄養士等	1人以上	—	—	利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント当の栄養状態の管理・指導
歯科衛生士	0.3 人以上	—	—	利用者の口腔衛生の管理・指導
介護支援 専門員	1人以上	—	—	施設サービス計画の作成、要介護認定更新の申請手続き
その他	適当数			調理員・事務員・環境整備員は必要な業務を行う

3.通所・訪問リハビリテーションの営業時間等

営業日	月曜日から土曜日（年末年始を除く）
営業時間	午前 8 時30分から午後5時30分
通所リハビリテーションのサービス提供時間	午前 9 時 20 分から午後 4 時30分まで

4. 利用定員

入所	100 人(短期入所含む)
通所リハビリテーション	30 人(予防含む)

5. サービス内容

入所・(予防)短期入所	(予防)通所	(予防)訪問
施設サービス計画の作成	通所リハビリテーションサービス計画の作成	訪問リハビリテーションサービス計画の作成
医療及び看護	機能訓練	機能訓練
食事の提供	食事の提供	相談、援助
入浴、排せつ等の介護	入浴、排せつ等の介護	—
離床、着替え、整容等の日常生活上の世話	健康状態の確認	—
機能訓練	居宅及び施設間の送迎	—
健康管理	—	—
相談、援助	—	—
栄養管理	—	—
口腔衛生の管理	—	—

6. 利用料

別紙参照

7. 実施地域

短期入所の送迎実施地域及び通所リハビリテーション提供地域	南秋田郡、潟上市、三種町、上小阿仁村、秋田市（北部）
訪問リハビリテーション提供地域	南秋田郡、三種町、上小阿仁村

## 8. 利用にあたっての留意事項

食事	朝食 7時30分　昼食12時　夕食17時
日常生活用品	紛失を防ぐため、持ち物には全て、名前を書いて下さい。
面　会	午前10時より午後4時まで。
外出・外泊	本人・家族等の希望により随時可能です。
飲酒・喫煙	医師の許可がある方は施設行事内での飲酒が可能ですが、それ以外ではご遠慮ください。
火気の取扱	防火管理上、職員の指示に従ってください。
設備・備品の利用	別途費用のかかるものもありますので、職員にお申し出下さい。
所持品・備品等の持ち込み	ご購入されたポータブルトイレ、歩行器、車椅子等は、ご自分の物をご持参下さい。
金銭・貴重品の管理	原則として金銭・貴重品等はお預かりしませんので持ち込みはご遠慮下さい。※紛失、盗難等の責任は一切負いかねます。
衣類洗濯	セーター・カーディガン等で縮む恐れのあるものは持ち込みをご遠慮下さい。業者洗濯か、ご家族洗濯となります。
外泊時等の施設外での受診	緊急時以外はご家族による受診は行わず施設へご相談下さい。
宗教活動	宗教上の都合により、禁止されている事もあると思いますので、職員にお申し出下さい。 但し、他利用者に迷惑となる活動は、施設内外を問わず、一切禁止とさせていただきます。
ペットの持ち込み	入所を希望される方、面会をされる方の居室等へのペットの持ち込みは原則として禁止させていただきます。 なお、玄関ホールまでは入場可能ですので、職員へお申し出下さい。
施設見学	随時可能ですので、職員へお申し出下さい。
その他	個人情報保護により、施設内の写真撮影は職員へお申し出下さい。 また、ご利用者の個人情報についての口外(例.あの施設に○○さんがいた)はご遠慮下さい。

## 9. 虐待の防止のための措置に関する事項

当施設は、利用者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけ人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	介護科長 工藤仁
-------------	----------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針を整備しています。

(4) 従業者に対して虐待を防止するための定期的な研修(年2回)を実施しています。

サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報します。

## I0. 事故発生時の対応

### (1) 円滑かつ迅速に事故処理を行うための処理体制及び手順

- ア. 事故発生、状況・当事者からの事情確認
- イ. 施設長が必要と判断した場合、医療機関への診療依頼
- ウ. 家族への連絡。通所・訪問は居宅ケアマネジャーへも連絡
- エ. 医療事故検討委員会での検討・評価
- オ. 状況により保険者・県への報告
- カ. 報告・記録

### (2) 事故発生を防止する体制を適切に実施するため専任の担当者を選定しています。

リスクマネジャー担当者	介護科長 工藤仁
-------------	----------

### (3) 医療事故検討委員会を定期的に開催して事例を集計・分析、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

### (4) 事故発生の防止のための指針を整備しています。

## I1. 非常災害対策

- ア. 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)…………年2回以上  
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
- イ. 利用者を含めた総合避難訓練……………年2回以上
- ウ. 非常災害用設備の使用方法の徹底……………隨時
- エ. 業務継続計画(BCP)の策定・訓練……………年2回
- オ. その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

## I2. 従業者の勤務の体制

早出	①午前7時30分～午後4時30分 ②午前8時00分～午後5時00分
通常	午前8時30分～午後5時30分
遅出	①午前9時00分～午後6時00分 ②午前9時30分～午後6時30分
夜勤	午後4時30分～午前9時00分

## I3. 苦情処理の体制

### (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の相談窓口でお受けします。

苦情相談に関する担当者	入所:伊藤千春、大村田さおり 通所:渡部信明
法人苦情相談窓口	社会医療法人正和会 本部 電話 018-877-7110

### (2) 円滑かつ迅速に苦情相談処理を行うための処理体制及び手順

- ア. 苦情発生、利用者・担当職員など当事者からの事情確認
- イ. 評価
- ウ. 事務長等を含み内容検討会議の実施
- エ. 利用者・家族への具体的な回答を説明
- オ. 再評価、サービスの質の向上を図るために向けた取り組み
- カ. 報告・記録

| 4.協力医療機関

病院・診療所	小玉医院、南秋田整形外科医院、南秋田眼科医院、湖東厚生病院
歯科	おくぼ歯科診療所

| 5.その他施設の運営に関する重要事項

当施設は、適切な介護保険施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

介護保険施設サービスに関する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会医療法人正和会の役員会において定めるものとします。

| 6.提供するサービスの第三者評価の実施状況

当施設(短期入所療養介護、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション含む)では第三者委員会による評価を行った実績はありません。

令和 7年10月25日 一部改定